

事業者のみなさまへ

騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届出 はお済みですか

川口市内は騒音については全域が、振動については工業専用地域を除く全域が規制地域となっています。規制地域内に表1～3（裏面）の施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに、所定の様式で市長あてに届け出てください。また、表4の作業を行おうとする場合は、その作業の開始の日の30日前までに届け出てください。

騒音・振動の防止の方法、氏名（名称、住所、所在地）を変更する場合や、届け出た施設の使用を全廃した場合、届出者の地位を承継した場合にも届出が必要です。

施設の数を変更する場合にも届出が必要になる場合があります。

届出の記載方法などについては環境保全課までご相談ください。

※ 届出様式は以下のアドレスからダウンロードできます。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/1/3510.html>

規制基準を守り、周辺の生活環境の保全に努めてください。

騒音の規制基準（単位：デシベル）

時間区分 区域区分		朝	昼	夕	夜
		(午前6時～ 午前8時)	(午前8時～ 午後7時)	(午後7時～ 午後10時)	(午後10時～ 午前6時)
1 種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	安行近郊緑地保全区域 (市街化調整区域の部分に限る)				
2 種	第1種住居地域	50	55	50	45
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	市街化調整区域 (安行近郊緑地保全区域の部分を除く)				
3 種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4 種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域				

振動の規制基準（単位：デシベル）

時間区分 区域区分		昼	夜
		(午前8時～ 午後7時)	(午後7時～ 午前8時)
1 種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
2 種	準住居地域	65	60
	市街化調整区域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

- 1 事業所の敷地境界における基準値です。
- 2 区域区分は都市計画法の用途地域に基づいて定められています。
- 3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲50mは、表中の値から5デシベルを減じた基準となります。（騒音の規制基準に係る区域区分1種は除きます。）

改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。

届出・問い合わせ先

川口市環境部 環境保全課 騒音振動係

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33 4階（朝日環境センター内）

TEL: 048-228-5389 FAX: 048-228-5311

E-mail: 090.05030@city.kawaguchi.saitama.jp

（市役所本庁舎からは離れていますので、ご注意ください。）

騒音規制法（第6条第1項）・振動規制法（第6条第1項）

表1 特定施設

騒音	振動
◎ 1 金属加工機械 イ 圧延機械（定格出力の合計 22.5kW 以上） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式、定格出力 3.75kW 以上） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ 機械プレス（呼び加圧能力 294 キロニュートン以上） ヘ セン断機（定格出力 3.75kW 以上） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式を除く） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるもの）	◎ 1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ 機械プレス ハ セン断機（定格出力 1kW 以上） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（定格出力 37.5kW 以上）
2 空気圧縮機 ^{※2} 及び送風機（原動機の定格出力 7.5kW 以上）	2 圧縮機 ^{※3} （原動機の定格出力 7.5kW 以上）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力 7.5kW 以上）	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力 7.5kW 以上）
4 織機（原動機を用いるもの）	4 織機（原動機を用いるもの）
◎ 5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m ³ 以上） ロ アスファルトプラント（混練重量 200 kg以上）	5 コンクリートブロックマシン（定格出力の合計 2.95kW 以上）、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（定格出力の合計 10kW 以上）
6 穀物用製粉機（ロール式、定格出力 7.5kW 以上）	
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.25kW 以上） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上） ホ 丸のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上） ヘ かな盤（定格出力 2.25kW 以上）	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.2kW 以上）
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるもの）	7 印刷機械（定格出力 2.2kW 以上）
	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kW 以上）
10 合成樹脂用射出成形機	9 合成樹脂用射出成形機
◎ 11 鋳造型機（ジョルト式のもの）	◎ 10 鋳造型機（ジョルト式のもの）

※1 ◎印の施設を持つ工場・事業場は公害防止主任者等の選任が必要です。詳細はお問い合わせください。

※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものは除かれます。

※3 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは除かれます。

埼玉県生活環境保全条例（第52条第2項）

表2 指定騒音施設

イ 木材加工機械 (1) 帯のご盤 (製材用: 定格出力 15kW 未満、木工用: 定格出力 2.25kW 未満) (2) 丸のご盤 (製材用: 定格出力 15kW 未満、木工用: 定格出力 2.25kW 未満) (3) かな盤 (定格出力 2.25kW 未満)
ロ 合成樹脂用粉碎機
ハ ペレダイザー
ニ コルゲートマシン
ホ シェイクアウトマシン
ヘ ダイカスト機
ト 冷却塔 (定格出力 0.75kW 以上)

表3 指定振動施設

イ シェイクアウトマシン
ロ オシレイティングコンベア

表4 指定騒音作業

1 業として金属板(厚さ 0.5mm 以上)のつち打加工を行う作業
2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
3 業として電気のごぎり又は電気かなを使用する作業